

## 平成30年度第1回香川県環境審議会自然環境部会会議録

### 1 日時

平成30年9月5日(水) 15時15分～15時45分

### 2 場所

県庁本館 12階 大会議室

### 3 会議に出席又は欠席した委員(50音順)

(1) 出席した委員(7名)

奥村栄朗、金子之史、木村薫、土手美恵、野崎正博、増田拓朗、矢本賢

(2) 欠席した委員(3名)

大林博子、小林剛、原直行

### 4 委員以外の出席者(6名)

みどり保全課 課長 大廣政道、副課長 静孝明、課長補佐 三好修、  
副主幹 吉原貴樹、主任 小嶋連、主事 宇都宮広

### 5 議題

鳥獣保護区特別保護地区の指定について

・金刀比羅宮境内林象頭山鳥獣保護区特別保護地区

### 6 配布資料

(1) 次第

(2) 委員名簿、出席者名簿及び配席図

(3) 知事からの諮問1件の写し

(4) 【資料1】 香川県指定 金刀比羅宮境内林象頭山鳥獣保護区  
特別保護地区計画書(案)

(5) 【資料2】 金刀比羅宮境内林象頭山鳥獣保護区特別保護地区の指定に関する利  
害関係人調書

(6) 【参考資料】 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(抜粋)、香  
川県環境審議会条例及び香川県環境審議会運営規程

(7) 平成29年度鳥獣保護区位置図

### 7 会議録署名委員

土手委員、野崎委員

### 8 議事の概要

審議事項「鳥獣保護区特別保護地区の指定」については、異議のない旨を自然環境部会  
で決定した。

### 9 主な意見等

【議事】

「鳥獣保護区特別保護地区の指定」について事務局から説明を行い、各委員から以下の  
とおり、意見が述べられた。

発言者	内容
木村委員	有害鳥獣捕獲は可能か。

事務局	狩猟では捕獲はできないが、有害鳥獣捕獲は琴平町長の許可を受ければ可能である。
奥村委員	それは、琴平町長の許可でよいのか。
事務局	そうである。平成12年に県知事から市町長に権限移譲している。
奥村委員	カワウ、ハシブトガラス及びソウシチョウの生息が確認されている。特にカワウは、集団営巣しだすと大きな問題である。管理すべき野生鳥獣がこの区域で発見された場合、県はどのような対応を取るのか。
事務局	カワウについては、高松市内の神社で営巣して困っているとの報告を受け、県と高松市が連携して対策を指示し、神社にて対応したところカワウがいなくなった。 連絡があれば、琴平町と連携して対応したい。
増田委員	生息する獣類にニホンザル、ニホンジカとあるが、個体数調整等の計画区域に該当するか。
事務局	県の捕獲事業の対象区域ではない。被害があれば有害鳥獣捕獲を琴平町に申請することとなる。現在はイノシシの有害鳥獣捕獲の申請があり、琴平町長が許可している。
部会長	このような場合は、金刀比羅宮が依頼するのか。
事務局	そうである。
土手委員	平成20年度に生息が確認されたが、今回確認できなかった鳥類が9種、新たに生息が確認された鳥類が3種である。適切な管理ができているか。単純に種が減少している。
事務局	法律に基づき保護している。 狩猟による捕獲を禁止している。
部会長	他に意見がなければ、付託案件について異議なしとして環境審議会長に報告してよろしいか。
全委員	異議なし。